

# **介護・国保・後期高齢者 保険料（税）の特別徴収 (事務処理素案)**

※現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、  
変更が有り得るものである。

## 目次

第1章 総則	1
1. 目的	2
2. 用語の定義	3
3. 特別徴収に係る事務の概要	6
第2章 年金保険者との情報交換に係る通知の概要	9
1. 通知の種類	10
2. 特別徴収対象者の通知	11
3. 特別徴収（追加）依頼の通知	16
4. 特別徴収（追加）依頼処理結果の通知	19
5. 特別徴収結果の通知	21
6. 特別徴収各種異動の通知及び特別徴収各種異動処理結果の通知	23
参考 各種通知の通知時期	32

# 第1章 総則

## 1. 目的

この事務処理要領は、現在行われている介護保険料の特別徴収に加え、平成20年4月から国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の特別徴収が開始されることに伴い、市町村と年金保険者との間の特別徴収に必要な通知授受（以下「情報交換」という。）に係る事務処理を円滑に行うこととして作成したものです。

## 2. 用語の定義

用語	定義
特別徴収	老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金給付（以下「老齢等年金給付」という。）の支払をする年金保険者に保険料（税）を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料（税）を納入させること。
基準日	年金保険者が、老齢等を事由とする年金を受給している65歳以上の者（国保においては65歳以上75歳未満の者）のうち、年金額が18万円以上の者を年金受給者原簿から抽出する際の基準となる厚生労働大臣が定める日のこと。
特別徴収対象者	基準日において、特別徴収の対象となる老齢等年金給付を受けている65歳以上の者（国保においては65歳以上75歳未満の者）のうち、年金額が18万円以上の者のこと。
特別徴収対象被保険者	年金保険者が市町村に通知した特別徴収対象者のうち、特別徴収の方法により保険料（税）を徴収することが適当であると市町村が認めた者のこと。
適用除外	<p>障害者支援施設に入所している者その他特別な理由がある者で介護保険法施行規則第170条で定める者は、介護保険の被保険者としないこと。（介護）</p> <p>生活保護法による保護を受けている世帯に属する者その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定める者は、後期高齢者医療制度の被保険者としないこと。（後期高齢）</p> <p>他の保険者に属する者、生活保護法による保護を受けている世帯に属する者、国民健康保険組合の被保険者その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの（国保）</p>
特別事情	災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料（税）を徴収することが著しく困難であると認める者及び特別徴収対象者の通知に係る被保険者が少ないことその他の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

住所地特例	住所地特例対象施設に入所等をするため、現住所地市町村の区域外（後期高齢は広域連合の区域外）にある当該施設の所在地に住所を変更した場合においても、変更前の住所地市町村（後期高齢は広域連合）の被保険者となること。
年金保険者	公的年金保険者のうち、社会保険庁長官（旧農林漁業団職員共済組合を含む。）、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団のこと。
各共済組合	国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団のこと。
市町村	普通地方公共団体たる市町村及び特別地方公共団体たる特別区のこと。
広域連合	特別地方公共団体たる広域連合のこと。
年次	情報交換のうち年1回のサイクルで行うもののこと。 具体的には、年金保険者から市町村への特別徴収対象者の通知、市町村から年金保険者への特別徴収依頼の通知及び年金保険者から市町村への特別徴収依頼処理結果の通知がこれに該当する。
定期	情報交換のうち年金の定期支払月（偶数月）の翌月に行う特別徴収結果の通知のこと。
月次	情報交換のうち、月1回のサイクルで行うもののこと。 具体的には、市町村から年金保険者への特別徴収各種異動の通知及び年金保険者から市町村への特別徴収各種異動処理結果の通知がこれに該当する。（月次捕捉による特別徴収追加候補者の通知等を含む。）
支払回数割保険料(税)額	特別徴収の方法により徴収する保険料（税）額から、当該年の4月1日から9月30日までの間に徴収される保険料（税）額の合計額を控除して得た額を、当該年の10月1日から翌年3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額のこと。
仮徴収	当該年の4月1日から9月30日までの間に支払われる特別徴収の対象となる年金給付から保険料（税）を徴収すること。

1／2判定	介護の支払回数割保険料額と国保の支払回数割保険料（税）額又は介護の支払回数割保険料額と後期高齢の支払回数割保険料額の合算額が、特別徴収対象年金給付を支払の回数で除して得た額の1／2を超えた場合、後期高齢又は国保の保険料（税）を普通徴収の方法によって徴収すること。
仮徴収額	当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収の対象となる年金給付の支払に係る支払回数割保険料（税）額のこと。
介護原簿	年金保険者が管理する、介護保険に関する年金受給者情報が収録された原簿のこと。
国保原簿	年金保険者が管理する、国民健康保険に関する年金受給者情報が収録された原簿のこと。
高齢者原簿	年金保険者が管理する、後期高齢者医療に関する年金受給者情報が収録された原簿のこと。
介護被保険者台帳・ 保険料納付原簿	市町村が管理する、介護保険の被保険者に関する情報が収録された原簿のこと。
国保被保険者台帳・ 保険料（税）納付原簿	市町村が管理する、国民健康保険の被保険者に関する情報が収録された原簿のこと。
後期高齢被保険者台帳・ 保険料納付原簿	市町村が管理する、後期高齢者医療の被保険者に関する情報が収録された原簿のこと。
経由機関	年金保険者との情報交換の際、事務の効率化の観点から経由させる機関。具体的には、年金保険者→国保中央会→国保連合会→市町村又は市町村→国保連合会→国保中央会→年金保険者

### 3. 特別徴収に係る事務の概要

#### (1) 情報交換の概要

- ① 市町村は、年金保険者から通知された特別徴収対象者（特別徴収追加候補者）情報を基づいて決定した、特別徴収対象被保険者及び支払回数割保険料（税）額等を年金保険者に通知し、介護、国保、後期高齢の保険料（税）の年金からの特別徴収を依頼します。
- ② 年金保険者は、市町村からの依頼に基づき特別徴収処理を行い、当該処理結果を市町村に通知します。また、徴収した介護、国保、後期高齢の保険料（税）を市町村に納入します。

#### (2) 年金保険者における情報交換に係る事務の概要

市町村は、年金保険者に介護、国保、後期高齢の保険料（税）を特別徴収させるため、年金保険者との間において経由機関を通じて情報交換を行います。  
なお、年金保険者における情報交換に係る事務の概要は次のとおり。

##### ① 年金保険者→経由機関→市町村

年金保険者から市町村への特別徴収に係る通知については、各年金保険者からの情報を経由機関において市町村ごとに分割し、各市町村へ通知します。

##### ② 市町村→経由機関→年金保険者

市町村から年金保険者への特別徴収に係る通知については、市町村が作成した特別徴収依頼情報を、経由機関において集約し、年金保険者へ通知します。  
なお、各年金保険者において、市町村からの通知に基づき所要の処理を行います。

### (3) 各種通知の概要

#### 年次（月次捕捉の追加候補者に係る通知）

##### ① 特別徴収対象者又は特別徴収追加候補者の通知

（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、当該年の4月1日を基準日とし、年金受給者原簿から特別徴収対象者を抽出し、当該情報を経由機関を通じて当該年の5月31日までに市町村へ通知します。

また、6月1日、8月1日、10月1日、12月1日、2月1日を基準日とし、年金受給者原簿から特別徴収の対象となる追加候補者を抽出し、当該情報を基準日の属する月の翌々月の10日までに経由機関を通じて市町村に通知します。

##### ② 特別徴収依頼又は特別徴収追加依頼の通知

（市町村→経由機関→年金保険者）

市町村は、年金保険者から通知された特別徴収対象者情報又は特別徴収追加候補者情報を基に、特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る保険料（税）額の決定をし、当該情報を当該年の7月27日（特別徴収追加候補者情報が通知された場合にあっては、年金保険者から通知された月の翌々月の20日）までに経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

また、年金保険者から通知された対象者のうち特別徴収依頼を行わない者についてもその旨を通知します。

##### ③ 特別徴収依頼処理結果又は特別徴収追加依頼処理結果の通知

（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、市町村から通知された特別徴収依頼又は特別徴収追加依頼情報を基に介護・国保・高齢者原簿を創成（更新）し、当該処理結果の情報を当該年の9月30日（特別徴収追加依頼情報が通知された場合にあっては市町村から通知された月の翌々月の10日）までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

#### 定期

##### ○ 特別徴収結果の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、年金の定期支払月において、市町村から経由機関を通じて通知された特別徴収（追加）依頼情報に基づき特別徴収処理を行い、徴収した保険料（税）を年金の定期支払月の翌月10日までに市町村へ納入します。

また、当該処理結果の情報についても、年金の定期支払月の翌月10日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

※徴収した保険料（税）は、直接市町村へ納入します。

**月次**

① 特別徴収各種異動の通知（市町村→経由機関→年金保険者）

市町村は、特別徴収対象被保険者が死亡・転出により被保険者資格を喪失した場合、特別事情により特別徴収を中止する場合、仮徴収額を変更する場合及び住所地特例の該当・不該当となった場合には、当該情報を毎月 20 日までに経由機関を通じて年金保険者へ通知します。

② 特別徴収各種異動処理結果の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、市町村から通知された特別徴収各種異動情報に基づき処理を行い、当該処理結果の情報を処理月の翌月（特別徴収各種異動の通知が行われた月の翌々月）10 日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

※ 通知日が行政機関の閉庁日の場合は、当該閉庁日の前日となります。

【参考：月次通知に係る処理サイクル（資格喪失等の処理の場合）】

（例 1：通知月が偶数月の場合）

	通知月	特別徴収 中止処理月	特別徴収が中止され た年金の支払月
依頼通知 (市町村→年金保険者)	6月 20 日まで		
年金保険者における処理		7月下旬	
処理結果の通知 (年金保険者→市町村)	8月 10 日まで		8月

（例 2：通知月が奇数月の場合）

	通知月	特別徴収 中止処理月	特別徴収が中止され た年金の支払月
依頼通知 (市町村→年金保険者)	7月 20 日まで		
年金保険者における処理		8月下旬	
処理結果の通知 (年金保険者→市町村)	9月 10 日まで		10月

## 第2章 年金保険者との情報交換に 係る通知の概要

## 1. 通知の種類

市町村と年金保険者との情報交換は、次の表に示す通知により行われます。

【通知の種類】

項目番号	サイクル	通知の種類	送付先
1	年次	特別徴収対象者の通知	年金保険者→経由→市町村
2		特別徴収依頼の通知	市町村→経由→年金保険者
3		特別徴収依頼処理結果の通知	年金保険者→経由→市町村
4	定期	特別徴収結果の通知	年金保険者→経由→市町村
5	月次 特別徴収各種異動の通知	特別徴収追加依頼の通知	市町村→経由→年金保険者
6		資格喪失等の通知	
7		仮徴収額変更の通知	
8		住所地特例該当者の通知	
9	月次 特別徴収各種異動処理結果の通知	特別徴収追加候補者の通知	年金保険者→経由→市町村
10		特別徴収追加依頼処理結果の通知	
11		資格喪失等処理結果の通知	
12		仮徴収額変更処理結果の通知	
13		住所地特例該当者処理結果の通知	

## 2. 特別徴収対象者の通知（年金保険者→経由機関→市町村）

年金保険者は、当該年の4月1日を基準日とし、年金受給者原簿から特別徴収の対象となる者を抽出し、当該情報を当該年の5月31日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

なお、特別徴収追加候補者の通知においては、6月1日、8月1日、10月1日、12月1日、2月1日を基準日とし、その翌々月の10日までに経由機関を通じて市町村へ通知します。

### （1）特別徴収対象者の抽出

年金保険者は、当該年の4月1日（基準日）において、65歳以上（国保においては65歳以上75歳未満）であって、年金額18万円以上\*の次の（3）の年金の支払を受けている者を抽出します。

\* 1つの年金において18万円以上であること。

（年金種別による優先は、（3）にて後述。）

### （2）特別徴収追加候補者の通知

年金保険者は当該年の6月1日、8月1日、10月1日、12月1日、2月1日を基準日とし、その間に年金額18万円以上の年金を受給している（することとなった）者のうち次のいずれかに該当するに至った者を抽出します。

#### イ) 介護保険

- ① 老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けることとなった65歳以上の者
- ② 当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち65歳に達した者（65歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者に限る。）
- ③ 当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行った65歳以上の者

#### ロ) 国民健康保険

- ① 老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けることとなった65歳以上75歳未満の者
- ② 当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち65歳に達した者（65歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者

に限る。)

- (③) 当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行った65歳以上75歳未満の者

#### ハ) 後期高齢者医療制度

- ① 老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けることとなった65歳以上の者
- ② 当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち65歳及び75歳に達した者（65歳及び75歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有する者に限る。）
- ③ 当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者のうち、当該年金保険者に対し市町村の区域を越える住所の変更の届出を行った65歳以上の者

#### (3) 特別徴収の対象となる年金

特別徴収の対象となる老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金（以下「特別徴収対象年金給付」という。）は次のとおりです。

- ① 国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法付則第9条の3第1項による老齢年金
- ② 昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
- ③ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金及び遺族厚生年金
- ④ 昭和60年国民年金改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金
- ⑤ 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑥ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下「昭和60年国共済法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国共済法」という。）並びに昭和60年国共済法等改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑦ 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

- ⑧ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年地共済法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）並びに昭和60年地共済法等改正法第2条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑨ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑩ 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑪ 船員保険法による障害年金及び遺族年金
- ⑫ 昭和60年国民年金等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金
- ⑬ 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下「平成13年厚生農林統合法」という。）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑭ 移行農林年金（平成13年厚生農林統合法附則第16条第6項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

なお、同一の特別徴収対象被保険者について、2つ以上の年金を受給中の場合は、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付について保険料（税）を徴収します。優先順位については【年金保険者による優先】を第1順位、【年金種別による優先】を第2順位とします。

1. 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
2. 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
3. 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
4. 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年改

正法」という。) 附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)

5. 国民年金法による障害基礎年金
6. 厚生年金保険法による障害厚生年金
7. 船員保険法による障害年金
8. 旧国民年金法による障害年金
9. 旧厚生年金保険法による障害年金
10. 旧船員保険法による障害年金
11. 国家公務員共済組合法による障害共済年金 (平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
12. 旧国共済法による障害年金 (平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
13. 国民年金法による遺族基礎年金
14. 厚生年金保険法による遺族厚生年金
15. 船員保険法による遺族年金
16. 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
17. 旧船員保険法による遺族年金
18. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金 (平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
19. 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金 (平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
20. 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金 (第4号に掲げる場合を除く。)
21. 国家公務員共済組合法による障害共済年金 (第11号に掲げる場合を除く。)
22. 旧国共済法による障害年金 (第12号に掲げる場合を除く。)
23. 国家公務員共済組合法による遺族共済年金 (第18号に掲げる場合を除く。)
24. 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金 (第19号に掲げる場合を除く。)
25. 移行農林年金退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
26. 移行農林共済年金のうち障害共済年金
27. 移行農林年金のうち障害年金
28. 移行農林共済年金のうち遺族共済年金
29. 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金
30. 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金

31. 私立学校教職員共済法による障害共済年金
32. 旧私学共済法による障害年金
33. 私立学校教職員共済法による遺族共済年金
34. 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
35. 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
36. 地方公務員等共済組合法による障害共済年金
37. 旧地共済法による障害年金
38. 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金
39. 旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金

#### 【参考1】特別徴収対象者の抽出について

前年度において特別徴収されなかった者又は転出・特別事情該当等により特別徴収が中止となった者については、当該年度における基準日での特別徴収対象者の抽出は新規者として行われます。

一方、前年度において特別徴収対象被保険者であった者については、当該年度における基準日での特別徴収対象者の抽出は継続者として行います。

したがって、前年度において特別徴収対象被保険者が住所地特例に該当し、市町村から年金保険者へ住所地特例該当者の通知を行い、当該被保険者が年金保険者へ住所変更を行った場合についても、特別徴収が継続されているため、引き続き従前の市町村へ特別徴収対象者の通知を行います。

#### 【参考2】社会保険庁と各共済組合（地方公務員共済組合を除く。）との情報交換

社会保険庁は、各共済組合が抽出した特別徴収対象者（追加候補者）と社会保険業務センターが抽出した特別徴収対象者（追加候補者）を同センターにおいて取りまとめ、上記「(3) 特別徴収の対象となる年金」の順に従い、1つの特別徴収対象年金給付を選定し、経由機関を通じて市町村へ通知します。

#### 【参考3】地方公務員共済組合連合会と市町村との情報交換

特別徴収対象者に係る特別徴収対象年金給付が「(3) 特別徴収の対象となる年金」の35、36、37、38、39に係る退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害共済年金、障害年金、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金の場合の地方公務員共済組合と市町村との情報交換は、地方公務員共済組合連合会を経由したうえで、経由機関を通じて市町村へ通知します。

### 3. 特別徴収（追加）依頼の通知（市町村→経由機関→年金保険者）

市町村は、年金保険者から通知された特別徴収対象者（又は特別徴収追加候補者）情報を基に特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る支払回数割保険料（税）額を決定し、当該情報を当該年の7月27日（特別徴収追加候補者にあっては情報が通知された月の翌々月の20日）まで※に、年金保険者へ通知します。

#### （1）特別徴収対象被保険者の特定

市町村は市町村が管理する被保険者台帳・保険料（税）納付原簿と年金保険者から通知された特別徴収対象者情報（又は特別徴収追加候補者情報）を突合し、特別徴収対象被保険者の特定及び当該被保険者に係る支払回数割保険料（税）額を決定します。

#### （2）特別徴収依頼の通知（特別徴収追加依頼の通知）

市町村は、経由機関を通じて、特別徴収依頼情報（又は特別徴収追加依頼情報）を当該年の7月27日（特別徴収追加候補者にあっては情報が通知された月の翌々月の20日）まで※に、年金保険者へ通知します。

※ 現行の介護保険における社会保険庁への通知期日を記載したものであり、20年4月以降に関しては変更の可能性があるものです。

【月次捕捉における通知時期】 現行介護保険における社会保険庁スケジュール

対象者	年金保険者→市町村 (追加候補者情報)	市町村→年金保険者 (徴収依頼情報)	年金からの 特別徴収開始月
6月捕捉	8月10日まで	10月20日まで (2月20日まで)	12月 (4月)
8月捕捉	10月10日まで	12月20日まで (2月20日まで)	2月 (4月)
10月捕捉	12月10日まで	2月20日まで	4月
12月捕捉	2月10日まで	4月20日まで	6月
2月捕捉	4月10日まで	6月20日まで	8月

\* 6月、8月の捕捉対象者は、市町村の判断で特別徴収の開始時期を選択可能。（市町村単位）ただし、同一時期の通知に係る介護、国保及び後期高齢の特別徴収開始時期は同時期とする。（開始時期を4月とする場合は、カッコ内スケジュールとなる。）